

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業 名 (計画 頁数)	事業の内容	令和3年度			評価	担当 課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
① 子どもと子育て家庭を支えるまち									
1 子どもと親の健康増進									
1	子育て世代包括支援センター事業 (P36)	妊娠期から子育てにわたるまでの切れ目ない支援を行います。	妊娠期から全数把握し、アセスメントしながら支援する体制が確立できています。情報連携を用い、4歳未満の転入者の情報を毎月取得し、必要な人は支援へ繋げています。令和3年度より産後ケア事業を開始し、産後の支援の充実を図っています。			→	健康推進係		
		母子健康手帳交付時より地区の担当保健師が面接しアンケートを取り、フォローが必要な人を支援していきます。	母子健康手帳の交付は全例、保健師が個別に対応し、実施。その中で、関係性を築き、支援へつないでいます。			→	健康推進係		
		要フォロー妊婦となった人は、児童少年相談センターとのハイリスク支援連携会議にかけ、支援を決定し連携していきます。	毎月定例でハイリスク支援連携会議を実施しました。			→	健康推進係		
2	母子健康手帳等の交付 (P37)	母子健康手帳交付を通じて不安の解消や情報提供に努めるとともに、統一した資料(妊婦ノート)を用いて、妊婦自身が健康管理を行うことができるようアンケート調査などを実施し、リスク確認を行い、保健指導を実施します。	アンケートよりリスク項目 ・ひとり親・未婚 15.4% ・経済的不安 14.0% ・精神疾患がある 9.2% ・朝食欠 32.9%	ひとり親・未婚は前年度より割合が増加。精神疾患がある妊婦も増えていきます。	妊娠期より関わりをもち、支援していく必要があります。産後ケア事業など情報提供を母子健康手帳交付時より行い、希望者には事前申請を促します。	→	健康推進係		
		産後うつなどを早期発見するために、母子健康手帳交付時の問診によりフォローが必要な場合は、妊婦訪問等を行います。また乳児家庭全戸訪問時に産後うつアンケートを行い支援につなげていきます。	アンケートよりリスク項目 ・精神疾患がある 9.2% 妊婦訪問 4人(延べ5回)			→	健康推進係		
		転入者に、母子保健事業や子育て支援サービスを紹介し、安心して子育てできるように支援していきます。	転入してきた妊婦にも、面接しアンケートをとり、支援の必要性を判断しています。また、必要な情報を提供しています。転入者:30人			→	健康推進係		

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業名 (計画 頁数)	事業の内容	令和3年度			評価 2	担当 課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
					※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。				
① 子どもと子育て家庭を支えるまち									
1 子どもと親の健康増進									
		3	妊婦健康診査・妊産婦歯科健診	<p>妊婦期の健康診査の補助券(14回分)を発行し、母体の異常の早期発見や妊娠中の管理を行います。</p> <p>受診率は87.1%、妊婦1人当たりの平均利用回数は12.2回。(R4.5月現在)血圧140/90以上、尿たんぱく2+以上、尿糖2+以上の方は、地区担当保健師に情報提供し、妊婦に電話や訪問等で栄養指導や体調確認を行い、継続支援を行いました。</p>	妊婦健診で令和2年度より尿たんぱく2+以上の方は減少したが尿糖2+以上の人の割合は変化がありませんでした。	母子健康手帳交付時に妊娠高血圧症候群と妊娠糖尿病のリスクがある妊婦に対して、保健指導を強化します。	→	健康 推進 係	
			妊産婦健康診査・妊産婦歯科健診	<p>妊娠期間中(妊婦)及び4か月児健診時(産婦)において、歯科健診を実施します。</p> <p>妊婦歯科健診の受診率は16.6%。新型コロナウイルス感染症の影響で受診率が低い可能性があります。産婦歯科健診の受診率は81.5%。</p>	妊婦歯科健診の受診率が低くなっています。	母子健康手帳交付時に歯周病のリスクについて保健指導を強化します。	→	健康 推進 係	
		4	乳幼児健康診査等の実施	<p>4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に乳幼児健康診査を実施します。未受診者に対しては、地区担当保健師が訪問や電話で受診勧奨を行います。</p> <p>令和3年度は新型コロナウイルス感染対策を徹底しながら乳幼児健康診査を実施しました。乳幼児健康診査の受診率は4か月児95.6%、7か月児90.5%、1歳6か月児健診95.1%、3歳児健診94.7%と、昨年より4か月健診以外の健診の受診率が向上しました。新型コロナウイルス感染症に対する不安がある保護者には、管内、管外個別乳幼児健康診査を設け、適宜案内し、対応しました。未受診者にはハガキで再勧奨を必ず行い、また地区担当が電話等で健診の勧奨を行っています。</p>		今後も集団での乳幼児健康診査で新型コロナウイルス感染症に不安のある保護者には個別乳幼児健康診査を受診勧奨します。	→	健康 推進 係	
				<p>7か月児健康診査において、保育士を導入し、遊び方等のサポートを実施します。</p> <p>7か月児健康診査時に、手作りおもちゃ等を使い遊びの指導を保育士より実施しました。</p>		継続します。	→	健康 推進 係	

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業 名 (計画 頁数)	令和3年度			評価	担当 課	
				事業の内容	進捗状況	今後の課題			改善策・目標など
					※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。				
① 子どもと子育て家庭を支えるまち									
1 子どもと親の健康増進									
4	乳幼児健康診査等の実施 (P37)	健診時に発達や発育について相談を行い、育児不安をもつ保護者等に対して、保健師が家庭訪問を行い、相談や保健指導を行います。	育児不安をもつ保護者に対して、保健師が電話や家庭訪問で保健指導を行っています。2歳児歯科健診時に、臨床心理士が介入して相談を行っています。		育児に不安をもつ保護者が相談しやすい環境づくりに努めます。	→	健康推進係		
		1歳6か月児、2歳児、3歳児には、健診時に歯科医による歯科健診とブラッシングの指導を行うとともに、1歳6か月児より歯科健診とフッ素塗布を行うなど、乳幼児の虫歯予防に努めます。	1歳6か月児、2歳児、3歳児には、健診時に歯科医による歯科健診とフッ素塗布を行いました。1歳6か月児より歯科健診、ブラッシング指導とフッ素塗布により乳幼児の虫歯予防に努めます。 齲蝕罹患率 1歳6か月児2.1% 3歳児14.9%	依然として3歳児の齲蝕罹患率が高くなっています。	フッ素塗布完了率を高めることや、ブラッシング指導を実施し、乳幼児のむし歯予防を継続します。	→	健康推進係		
		保健指導力の向上のため、乳幼児健診に従事する保健師等へ保健指導教材や町の社会資源についての周知を行います。	町の社会資源のリーフレットを準備し、適宜配布や紹介をして保健指導力の向上に努めています。また乳幼児健診従事スタッフの保健指導力の向上のための講習会を企画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。	さらなる、保健師や助産師の指導力の向上が必要です。	令和4年度に乳幼児健診従事スタッフに向けて、指導力の向上のための講習会を実施します。	→	健康推進係		
5	乳幼児期の食育 (P38)	栄養バランスや調理法、食事量など、保護者が知りたいニーズに合わせて乳幼児健診時の指導や離乳食教室の充実を図り、食生活の改善を促します。	管理栄養士による栄養指導必須対象者への指導徹底と相談希望者へも指導漏れがないよう支援を行いました。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため4か月健診の集団講話を中止し、第1子には必ず離乳食の説明をするようにしました。 栄養相談件数 妊娠届け出時:76人(35.6%) 4か月児:95人(50.3%) 7か月児:85人(46.4%) 1歳6か月児:36人(20.2%) 3歳児:45人(24.3%) 離乳食教室 実施回数 2回、参加人数 11人	全月齢の栄養指導必須対象者数は昨年に比べ減少しています。新型コロナウイルス感染症の流行前と比較すると多く、家庭で過ごす時間が増え、生活リズムや食生活に変化がみられたのではないかと考えられます。よって、改善に向けて親子共に支援していく必要があります。離乳食教室の参加者数が減少しているのは新型コロナウイルス感染症の影響で中止と、当日体調不良等で欠席が多かったことが原因と考えます。	乳幼児健診時、その後のフォローにて、生活習慣の見直し・改善指導の徹底をしていきます。 また、離乳食教室については広報やチラシで周知をおこない、また個別に声かけをして参加を促します。	→	健康推進係		

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業 名 (計画 頁数)	令和3年度			評価	担当 課
				事業の内容	進捗状況	今後の課題		
※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。							2	
① 子どもと子育て家庭を支えるまち								
1 子どもと親の健康増進								
6	予 防 接 種		乳児家庭全戸訪問時に予防接種の種類、接種方法についての説明を行い、予診票セット一式を配付します。	全戸訪問時に、予診票を配布。訪問できなかった家庭には郵送で予診票を送りました。		今後も継続します。	→	健康 推 進 係
			乳幼児健診や訪問等で直接、接種勧奨を行い、麻疹・風疹においては就学時健診・はがきによる個別勧奨を行います。	乳幼児健診において、接種の必要性など説明し、接種勧奨を行いました。就学時健診の場においても対面で、MR2期の接種勧奨を行いました。	就学時健診での勧奨については、人員不足により方法の変更が必要です。	令和4年度からは、学校教育からの案内文にアンケートと接種勧奨のチラシを同封し、接種勧奨していきます。	→	健康 推 進 係
			接種勧奨年齢を設け、BCG・三種混合(1期初回・追加)の未接種者に電話、二種混合・日本脳炎の未接種者に個別通知を行うなど、予防接種の接種率向上に向けた取り組みを進めます。	接種間隔があき、接種を逃しやすい、二種混合は4月に、MR2期は4月と2月に個別はがきで案内を実施しました。日本脳炎はワクチンの供給量が少なくなっていたため、R4年度に接種勧奨のハガキを送付します。接種期間の短いBCG・四種混合1期追加・MR1期は、乳幼児健診時や接種期限の1ヶ月前に電話で勧奨を行いました。		今後も、保護者に対し予防接種を受けることの意義について説明し、接種の機会を逃すことがないように勧奨を行います。	→	健康 推 進 係
			保護者に対して、予防接種を受けることの意義を説明するほか、転入者への周知など予防接種の勧奨に努めます。	マイナンバーを利用した情報連携により、水巻町では月1回、4歳未満の転入者の予防接種履歴を確認し、必要に応じて個別勧奨しています。これにより全数把握が可能となり、勧奨も効率化されました。	4歳以上の対象者の接種履歴の把握が不十分です。年度末の転入者も多く、MR2期の接種率が低くなっています。	就学時健診後、転入してきた児の接種履歴の把握に努めます。	→	健康 推 進 係
7	こ す も す 相 談		臨床心理士による保護者向けの相談事業を行い、相談日を増やすなど相談体制の強化に努めます。	2名の臨床心理士へ委託。毎月1～2日の相談日を設けて実施。相談を希望する人がタイムリーに受けられるようになってきています。		今後も継続します。	→	健康 推 進 係
			療育の必要な子どもに対しては、スムーズに療育につながるよう支援するとともに、不安なく就学できるよう療育施設、保育所、幼稚園、学校等との連携を図ります。				→	健康 推 進 係
① 子どもと子育て家庭を支えるまち								

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業 名 (計画 頁数)	事業の内容	令和3年度			評価	担当 課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
					※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。				
1 子どもと親の健康増進									
		8	就学に向けた5歳未満の子供に対する巡回相談事業	<p>町内を中心とした5か所の幼稚園・保育所等へ巡回相談を実施しました。135人中指導助言した園児44人(32.6%) 全数把握のため、上記以外の園児41人へアンケート郵送。その内2人が心理相談へつながりました。</p> <p>年中児を中心とした巡回相談により2年間継続した支援を行い、不安等を抱えている保護者への就学に向けた相談の体制化を図っています。</p> <p>巡回相談を通して、支援が必要な子どもにもサービスを提供しています。</p> <p>巡回指導が定着してきたことにより、保育所での子どもの困惑が減ったほか、保護者に対する支援が充実しました。保護者アンケートにより保護者の思いや要望も把握できるため、保育でも活用し子どもや保護者の支援につなげられるようになっています。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、巡回相談の実施が難しい園がありました。</p> <p>町外の保育所や幼稚園に通う園児がいるため、情報収集や就学に向けた相談を受けて実態把握に努めているが、町内と同様な支援が十分できていない現状があります。</p> <p>適切にサービスにつなぐために、支援が必要な子どもについて、相談結果の情報共有が必要です。</p> <p>保育所やこども園等施設によっては、保護者への伝え方に違いが出るなどの事業への取り組みに差がある為、各施設の主任等の連携が必要です。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の場合、園の先生との話し合いの場を設け園児の発達について支援をしていきます。</p> <p>相談結果を保護者に正確に伝えるため、保育所や幼稚園と十分に検討して、事前協議及び確認を行う必要があります。</p> <p>子育て支援課や健康課、教育委員会等関係部署と連携を図りながら、早期にサービス利用に繋げられるよう取り組んでいきます。</p> <p>保育施設間の連携を図り、巡回指導への取り組みを共有する場が必要だと感じます。コロナ禍で、保幼小の連携も対面で行うことがなかなかできない為、共有していく場としての機能が果たせるよう努めます。</p>	▲	健康推進係	
		9	産後ヘルパー派遣事業	<p>出産後間もない母親のいる世帯を対象に、ホームヘルパーを派遣し、育児または家事の支援を行うことにより、母親の精神的・肉体的負担を軽減します。</p> <p>広報みずまきや町のホームページのほか、健康課の行う乳児家庭全戸訪問事業等、関係機関と連携し、事業の周知徹底を図ります。</p>	<p>R3年度の申請者は3人でしたが、いずれもR4年度出産予定の方で、利用実績はありませんでした。コロナウイルス感染症拡大により、利用控えがあるようです。</p> <p>産後、育児ノイローゼ等の症状を訴える母親も多く、またコロナ禍で人との接触を避け孤立感を感じる母親も多くなっているため、必要な人に確実に情報が届くよう、事業の周知徹底を図る必要があります。</p>	<p>引き続き、健康課の行う乳児家庭全戸訪問事業で周知を行って頂く等、支援を必要とする母親に情報が届けられるよう、健康課等、関係機関と連携し、事業の周知を図ります。</p>	→	子育て支援係	
							→	子育て支援係	
① 子どもと子育て家庭を支えるまち									

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業 名 (計画 頁数)	事業の内容	令和3年度			評価	担当 課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
					※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。				
2 児童虐待防止対策の推進									
	10	(P39)	要保護児童対策地域協議会(いきいき子どもネット)では、虐待や非行など要保護児童等に対する必要な情報の交換及び支援の内容に関する協議を行い、適切な保護や支援を図ります。	「いきいき子どもネット代表者会議」は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため紙面開催としました。実務者会議は、紙面開催1回を含めて5回、個別ケース検討会議を13回開催しました。	ただの情報共有で終わることのないように会議運営の工夫が必要です。	ケース会議の有効性を関係機関に周知し、より迅速で適切な支援ができるように会議の充実を図ります。また、学校・保育所等以外の子どもに関わる機関を訪問し信頼関係の構築を図ります。	→	児童 少年 相談	
			住民の意識向上を図るための啓発に取り組んでいきます。	児童、生徒の保護者向けに、虐待防止のチラシを配布しました。 また、町の広報誌にセンターを紹介したり、児童虐待防止月間に合わせて児童虐待についての記事を掲載しました。	相談内容が多岐にわたるため、その相談内容にあったリーフレットを作成するなど周知方法の工夫が必要です。	住民が関心を持てるようにヤングケアラーなど新たな問題を取り上げることで、意識の向上を図ります。	→	児童 少年 相談	
			関係機関との連携を強化するため、積極的な情報交換や会議の充実を図ります。	コロナ禍のため、代表者機関との十分な情報共有が図れなかったため、実務者会議やケース会議を通して情報共有することで、児童虐待の早期発見、早期対応等虐待防止に努めました。	児童少年相談センターが関わっている子どもが属さない機関からの情報収集が必要です。	センターが関わっている子どもがいない学校等にも定期的に訪問し、気になる子どもの情報収集や児童虐待についての意識の向上を図ります。	→	児童 少年 相談	
	11	(P40)	育児不安等によりストレスを抱える家庭等に対して、児童少年相談センター・健康課・子育て支援センター・医療機関等が連携しながら、相談や指導・助言及び社会資源の提供等を行い、当該家庭の適切な養育を確保します。	センターの養育支援対象家庭13件について、延べ64回自宅を訪問し、育児やしつけについて指導や助言、家事育児支援を行ったほか、必要に応じて社会資源を紹介しました。 また、育児疲れにより一時的に養育が困難になった3名の子どもについて、延べ18日間のショートステイの利用がありました。	適切な養育を確保するために、特定妊婦の支援を含め、健康課とさらに連携を強化する必要があります。また、児童虐待防止について、より多くの住民の理解が深まるような取り組みが必要です。	養育支援対象家庭のうち、食事、衣服及び生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等で家事育児支援が必要な家庭に対してヘルパーを派遣し、虐待の防止に努めます。 また、広報やパンフレット、チラシ等が多くの住民の目に留まり、児童虐待の発見や防止の理解が高まるような工夫をします。	→	児童 少年 相談	
			広報みずまきによる周知や講演会(要保護児童対策地域協議会)の開催による住民への児童虐待防止への理解を促進していきます。	児童、生徒の保護者向けに、虐待防止のチラシを配布し、児童虐待の通報及び相談先が記載されたポスターを町内保育園や学校へ配布しました。 また、町の広報誌にセンターを紹介したり、児童虐待防止月間に合わせて児童虐待についての記事を掲載しました。	講演会(要保護児童対策地域協議会)では、地域住民等が気軽に知ることができる虐待等を題材にした映画鑑賞など実施できればと考えています。	ホームページ・広報等でヤングケアラーなど新たな問題を取り上げることで、意識の向上を図ります。	→	児童 少年 相談	
			乳幼児健診の未受診者などは生活支援確認シートの活用による状況把握を行い、庁内関係部署や保育所等との連携を図り、虐待防止に努めます。	健診の未受診者への「現認」を行っています。 健康課で現認ができない場合、児童少年相談センターと連携していきます。	未受診者への「現認」が徹底されていません。	定期的に未受診者リストを作成し、福岡県が作成した乳幼児健診未受診児に対する受診勧奨のルール「福岡ルール」に基づき「現認」の流れを再確認して徹底していきます。	▲	健康 推進 係	

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業名 (計画頁数)	事業の内容	令和3年度			評価	担当 課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。								2	
① 子どもと子育て家庭を支えるまち									
2 児童虐待防止対策の推進									
		12	子ども家庭総合支援拠点事業(P40)	子どもの権利を擁護するために、子どもとその家族及び妊産婦などを対象に、ソーシャルワークを中心とした機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。	資格を持った専任の相談員を確保し、令和3年4月より「子ども家庭総合支援拠点」の設置が完了しました。また、健康課と連携し、未就園児や予防接種未受診児等で福祉サービス等を利用していない子どもがいる家庭を訪問し、状況確認を行いました。			◎	児童 センター 少年 相談
3 多様な家庭の支援									
		13	ひとり親家庭等日常生活等支援(P41)	母子家庭・父子家庭等のひとり親家庭において、一時的に生活援助等が必要になった場合、ヘルパー派遣事業等の支援を行います。 必要な人に確実に情報が届くよう、広報みずまきや町ホームページ等を通じて周知を図ります。	令和3年度は、申請はありませんでした。 県事業を活用し実施体制は整えていますが、例年利用がありません。	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、支援を必要とする人に確実に情報が届くよう、情報の提供方法を工夫する必要があります。	町の子育て支援部門や保育所等との情報共有、また宗像・遠賀保健福祉環境事務所や自立相談支援事務所、子ども支援オフィス等との連携を図り、引き続き必要な人に確実に情報が届くよう周知を図ります。	→	子育て支援係 子育て支援係

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業 名 (計画 頁数)	令和3年度			評価	担当 課	
				事業の内容	進捗状況	今後の課題			改善策・目標など
					※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。				2
① 子どもと子育て家庭を支えるまち									
3 多様な家庭の支援									
		14	経済的な支援策の周知 (P41)	<p>新型コロナウイルス感染症により家計の経常収支が大きく悪化している低所得の子育て世帯(児童扶養手当受給者および非課税の子育て世帯)に対し、「低所得の子育て世帯等に対する子育て世帯生活支援特別給付金」が児童一人当たり5万円国から支給されました。</p> <p>また、「子育て世帯への臨時特別給付」が子育て世帯に対し、児童1人当たり10万円国から支給されましたが、一定の所得以上の世帯については対象外とされたため、町単独で支給を行いました。</p> <p>申請を必要とする世帯に対し、HPや広報、個別案内等で申請漏れがないよう周知しました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保育所等の通園自粛要請期間における保育料を、自粛日数に応じて免除する等の経済的支援を行いました。</p>	令和4年度についても、低所得の子育て世帯に対し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給が予定されているため、申請漏れがないよう対象者への周知が必要です。	新型コロナウイルス感染症流行に伴う経済的支援等、国の補助金等の活用を積極的に行います。	→	子育て支援係	
		14	経済的な支援策の周知 (P41)	<p>「福祉のしおり」の配布や窓口での説明など、制度全般に関する問い合わせについても関係各課の連携を図り、柔軟で丁寧な対応に努めます。</p>	<p>窓口では「福祉のしおり」や「児童手当等のパンフレット」を基に説明・配布し、必要に応じて、宗像・遠賀保健福祉環境事務所(分庁舎)や子ども支援オフィスを案内する等の対応を行いました。</p>	<p>窓口等で相談があった場合、必要な支援が受けられるように適切な機関につなぐ等の丁寧な対応が必要です。</p>	<p>引き続き関係機関との情報連携を図り、必要な人に確実に情報が届くように周知を図ります。</p>	→	子育て支援係

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業 名 (計画 頁数)	事業の内容	令和3年度			評価	担当 課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
					※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。				
① 子どもと子育て家庭を支えるまち									
3 多様な家庭の支援									
15	就学 支 援 事 業 (P 4 2)	経済的な理由により、学校での学習等に 必要な費用の支払いが困難な世帯に対 して、費用の一部を援助します。新小・ 中1年生には、学用品費や給食費のほ かに新入学学用品費(入学準備金)を 支給します。修学旅行費や宿泊を伴う 校外活動費は、各小中学校を通じて実 費分を支給します。	新型コロナウイルス感染症で直近の収 入が減少した世帯にも支給できるよう に、対象を拡大して支給しました。 また、新1年生の申請漏れがないよう に、申請期間を4月末まで延長しました。	制度の周知不足を原因とした申請漏 れがないように、制度の周知を徹底しま す。	ホームページや広報への掲載及び案 内文書の配布等を行い、制度の周知を 徹底します。	→	学校 教育 係		
		保護者の経済的負担を軽減し、教育の 充実に資するとともに子育てを支援する ことを目的として、水巻町立小中学校給 食費補助金を小中学校に在籍する児 童・生徒1人あたり、8月を除く各月200 円を学校長に交付します。	町が給食費の一部を補助することによ り、保護者の経済的負担の軽減を行って います。	今後、物価の上昇により給食費の値上 げについて協議を行う場合、現行の給食 費補助額の見直しについて、慎重に検 討・協議を行う必要があります。	給食費が値上げされた場合にも、保護 者の経済的負担にも配慮しながら補助 額の見直しについて検討します。	▲	学校 教育 係		
		本町に住所を有し、入学年度の4月1日 現在20歳未満で高等学校等に入学す る人がいる低所得世帯に対し、3万円の 入学祝金を支給します。	前年の所得で可・不可を判定 判定基準：生保基準の125%以下 支給件数 35件	引き続き、通常どおり実施していきま す。 判定基準：生保基準の125%以下	引き続き、通常どおり実施していきま す。 判定基準：生保基準の125%以下	→	地域 生活 づ く 支 援 係		

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業名 (計画頁数)	事業の内容	令和3年度			評価 2	担当 課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
② 子どもが健やかに成長するまち									
1 幼児教育・保育の質の充実									
		16	保育士等の確保と人材育成 (P43)	町内の保育所・幼稚園等の保育士等の確保や質の向上に向けた取り組みを進めることにより、施設的环境整備を推進していきます。	国の補助事業を活用し、保育支援者や保育補助者の雇上げに必要な経費や、ICT等を活用したシステム導入の費用等、保育環境整備のための補助事業を行いました。 また町独自で、奨学金を利用し保育士資格を取得したのち、水巻町の保育施設等に就職した保育士に対し、奨学金の返済に要する額の一部を補助しました。 補助事業の活用について、町内の保育施設に周知を行いました。	町内の保育施設に対し、補助事業を周知し、積極的な活用を促す必要があります。	保育士の業務負担の軽減および経済的支援を行うことで、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保・質の向上を図ります。引き続き、積極的な補助事業の活用を周知します。	→	子育て支援課 子育て支援係
		17	定期指導監査の実施 (P43)	町内のどこの施設を利用しても充実したサービスが受けられるよう、町内の保育所・幼稚園等に対して、設備や職員配置、町への給付費の請求など適切な運営を行っているかを確認するため、定期的に指導監査を行います。	町内の特定教育・保育施設の指導監査を県と合同で実施しました。 昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、当日確認資料の写しを事前に提出して頂き、当日の監査時間を短縮する等の配慮を図ったうえで実施しました。	保育所等を指導する立場であるため、監査項目について職員の知識の向上を図る必要があります。	福岡県と連携し、指導監査の効率的・効果的な実施を図ります。 国が作成した研修テキスト等を活用し、指導監査を行う職員の知識の向上およびノウハウの共有に努めます。	→	子育て支援課 子育て支援係
		18	小学校と保育所・幼稚園等との連携の強化 (P43)	町内の保育所・幼稚園等と小学校との行政交流会を定期的開催し、就学前の様子と就学後の様子を情報交換することで、児童に対する理解を深めます。	保幼小中行政交流会を通して、町内の小学校と保育所(園)及び幼稚園との連携・相談が気軽に行われるようになって、就学の不安を抱える保護者の教育相談等を随時進めることができるようになりました。	互いに顔見知りになり、気軽に連絡し合う関係性の構築はできたものの、就学に向けた不安解消や小1プロブレム問題等、必要感のある密な連携にまでは至っていません。	保幼小中行政交流会で、学級担任同士の交流の在り方をテーマとして、年5回熟議を行い交流を図ります。	→	学校教育課 学校教育係
				学習指導や生活指導等の熟議を行い、小学校と保育所・幼稚園等との連携を深め、教育活動の充実を図ります。	新型コロナウイルス感染症対策のため、ほとんどの交流会が中止となり、学習指導や生活指導等の熟議を進めることができませんでした。	今後、保幼小中行政交流会の取組の中で、学習指導や生活指導等をテーマとした熟議を少しずつ進めていく必要があります。	町内の小学校と保育所(園)及び幼稚園との連携が気軽に行えるような信頼関係が構築されてきたため、今後は、それぞれが抱える学習指導や生活指導の課題等の熟議を行い、協働して課題の解決に取り組んでいきます。	→	学校教育課 学校教育係

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業 名 (計画 頁数)	事業の内容	令和3年度			評価	担当 課	
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など			
※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。								2		
② 子どもが健やかに成長するまち										
2 小児医療の充実										
		19	(P44)	子ども医療費の助成の充実 0歳から中学3年生までの医療費が、通院・入院とも自己負担額がなくなるよう医療費助成を行います。	0歳～中学3年生までの保険適用分の医療費について、通院・入院ともに自己負担額的全額助成を継続実施しました。更に、令和4年度から対象者を18歳までに拡大して実施できるよう準備しました。	子育て支援の充実が図られる反面、安易な受診に繋がることが指摘されており、費用の増加が課題です。	令和4年度からは、更に対象者を18歳までに拡大し、制度の拡充を図るとともに、医療費無償化による波及増を抑制するために、ジェネリック医薬品の使用促進や、かかりつけ医を持つことなど、上手な受診を啓発し、医療費の適正化を推進するように努めます。	▲	保険年金係	
3 個別支援を必要とする子どもへの対応										
		20	(P45)	療育体制の充実	発達気になる子どもの継続的な支援や療育機関へつなげる支援として実施している「こすもす教室」について、評価方法やカンファレンスの内容を充実し、子どもの発達支援と保護者による適切な養育ができるよう支援していきます。	こすもす教室開催：7回/年	新型コロナウイルス感染症の影響で、こすもす教室の回数が減少しました。	感染の状況をみながら、教室を実施していきます。	→	健康推進係
					不安なく就学できるよう療育施設、保育所、幼稚園、学校などの関係機関と積極的に連携しながら必要に応じて適切な対応を行い、保護者の不安を軽減する相談しやすい環境づくりを推進します。	教育委員会の指導主事が各療育施設等を定期的に訪問し、保幼小が連携しながら教育相談を繰り返し、保護者の就学への不安軽減に取り組んでいます。	障がい支援センターや相談センター等との連携を毎年2.3回は行っています。園児の実態把握や就学支援を充実したものにするため、定期的な実施を行う必要があります。	保護者が利用している施設等を把握して、定期的に訪問等を行い関係性の構築に努めます。	→	学校教育係
					支援を必要とする子どもについて、子どもや保護者の意向をふまえ利用計画を作成し、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所訪問等のサービスを適切に提供します。	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の利用者は年々増加しています。利用者にはすべて利用計画を作成し、課題等を踏まえ、適切なサービスの提供を行っています。受給者数 137人(R4.3月末) (内事業所プラン128人・セルフプラン9人)	セルフプランでは、保護者や本人の思いを反映させやすいですが、担当者会議やモニタリングが行われないため、支援の状況や現状の把握について客観的に判断することが難しい状況です。	引き続き、子どもや保護者の意向をふまえ利用計画を作成し、障害児通所支援のサービスを適切に提供します。また、相談支援事業所の情報を収集し、相談支援事業所による利用計画を希望する人には、情報提供していきます。	→	障がい支援係

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業 名 (計画 頁数)	事業の内容	令和3年度			評価	担当 課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
② 子どもが健やかに成長するまち									
3 個別支援を必要とする子どもへの対応									
		21	教育支援委員会 (P45)	心身に障がいがあるか、またはその疑いがある児童が保育所や幼稚園等から小学校に就学する際に、医療関係者や保健師等を交えて情報を把握しつつ、教育支援等を行うための調査・審議を行います。	5歳っ子すすく相談の取組や、保育所や幼稚園及び療育施設との日常の連携を通して、多くの情報を得ることができ、教育支援委員会の審議資料が充実し、十分な審議ができるようになりました。	1回の教育支援委員会の中で審議が必要な就学児が増加しており、審議する時間が不足しています。 また、幼稚園や保育園に通っていない未就学園児の的確な把握が難しい状況です。	教育支援委員会専門部会の在り方や資料の精選、審議する児童の精選等の工夫を行っていきます。	→	学校教育係
				心身に障がいがあるか、またはその疑いがある児童が小学校から中学校へ進学する際についても、関係部署との情報共有と連携を強化し、教育支援等を行うための調査・審議を行います。	小学校から中学校へ進学する児童の初期対応としては、学校担当のスクールカウンセラーを中心に、行動観察・発達検査・保護者面談・校内委員会を行います。 必要があれば、教育委員会が関係部署と連携し、児童や保護者への教育相談及び支援を行っています。	保護者や児童生徒の支援を各小中学校の校内委員会で十分に検討していく必要があります。 また、中学校との連携や、児童の引継ぎが不十分な場合もあります。	各小中学校の校内委員会から可能な限り中学校に報告するように指導します。中学校との連携は、当事者意識を高めるために、保幼小中行政交流会において熟議を行います。	→	学校教育係
4 豊かな心身を育む活動の充実									
		22	多様な体験活動の充実 (P46)	小学生を対象にさまざまな体験や創作活動を行う夏休みチャレンジャー事業は、地域やいきいき「はつらつ塾」に所属するボランティアなどの協力を得て行っていますが、今後も多様なプログラムを計画し実施します。	夏休みチャレンジャー4コース(延59名)2コース コロナ感染症対策のため中止	低学年は特にコロナ対策を徹底して開催するようにします。	引き続き子ども達にとって有意義なプログラムを計画します。	→	生涯学習係
		23	国際交流の推進 (P46)	中学生を対象とした国際感覚醸成のための新規事業を検討します。	8月24日(火)～27日(金) 4日間 オンライン国際交流事業 相手国 インドネシア 参加者 7名	開催時期や学校への周知に課題が残りました。	オンラインか宿泊を伴う交流で検討し、受講者が楽しみながら英語学習へと繋がられるプログラムを計画します。	→	生涯学習係
② 子どもが健やかに成長するまち									

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業 名 (計画 頁数)	事業の内容	令和3年度			評価	担当 課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
					※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。				
4 豊かな心身を育む活動の充実									
24	職場 体験 (P 4 6)	生徒が働くことの意義を理解し、主体的に進路を選択決定することができるよう、一般企業(スーパー、コンビニ等)、役場、保育所、図書館等の協力のもと、中学生の職場体験を行います。	新型コロナウイルス感染症対策のため、職場体験活動が実施できませんでした。	今後の感染状況を考えながら、職場体験活動の再開を検討します。	職場体験活動が再開できるように、新型コロナウイルス感染症対策を工夫しながら検討します。	→	学校教育係		
		職場体験の受け入れ先の拡大のため、受け入れ先や商工会等との連携を図ります。	職場体験学習が実施できなかったため、商工会等との連携は図れていません。	今後の感染状況を考えながら、連携強化について検討します。	コロナ対策を工夫しながら 商工会との連携が再開できるよう検討します。	→	学校教育係		
	公民館 の有効 活用 (P 4 6)	各地区の公民館が地域の特色を活かしながら、子どもから大人まで楽しめる交流の場として、小学校の校区ごとに行う生涯学習校区ゾーン事業を継続します。	今年度も新型コロナウイルス感染症感染拡大のため各校区で計画している事業が中止となりました。学校で主に音楽鑑賞等となりました。	学校や地域の交流がコロナのため厳しかったが、今後はコロナ対策での事業を検討する必要があります。	学校運営協議会(CS)が全校に設置され公民館長がいるCSIには、地域と学校の連携をサポートができればと思います。	→	生涯学習係		
		学校とも連携して、より地域の活性化につなげていけるよう支援していきます。	各小中学校の学校運営協議会に参加し、学校や地域、家庭での課題について意見交換を行いました。	学校側の要望について集約し、地域での取り組みやボランティア、生涯学習課の事業との連携について検討します。	学校教育課、生涯学習課、地域づくり課と連携を強化していきます。	→	生涯学習係		
26	いきいき「はつらつ塾」等の活用(P46)	「学校ボランティア養成講座」修了者やいきいき「はつらつ塾」に所属するボランティアが、学校の授業で書道や調理などの学習の補助を行う活動を継続します。	全6コース(60名)ボランティア派遣 吉田小学校(歴史:平和学習)	受講生の固定化、高齢化が進んでいるため令和4年度を目途に事業中止し、令和5年度から定期利用団体となります。	今後はいきいきはつらつ塾で経験されたことを学校等で還元できればと思います。	▲	生涯学習係		
② 子どもが健やかに成長するまち									
5 健全な青少年の育成									

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業名 (計画頁数)	事業の内容	令和3年度			評価	担当 課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
		27	青少年問題協議会活動の強化(47)	町内の大型店舗を中心に夜間巡回を行い、青少年の健全育成に努めます。	コロナ感染対策のため中止時期があります。 年12回 延べ71人	巡回の方法や巡回拠点について学校や警察と連携しながら検討します。	不審者情報などの情報共有を行います。	→	生涯学習課
		28	不登校・ひきこもりへの対応(47)	地域・学校・家庭の連携を密にしながら、対象児童・生徒の状態を十分に把握し、一人ひとりの状況に応じた問題解決に努めます。	不登校生徒等宅への電話や訪問を行いました。また、中学校のいじめ不登校会議に出席したり、ケース会議において、情報の共有と有効な支援の検討を行いました。	不登校や引きこもりが改善されるためには家庭の理解と協力が欠かせないため、どうしたら家庭と信頼関係を築いていけるか学校等と継続して協議していくことが課題です。	関係機関と連携をとり、不登校生徒の家庭訪問等を行い、改善に努めます。また、居場所利用について、有効的な利用ができる方策を引き続き教育委員会等と検討します。	→	児童センター相談
				不登校生徒の学校復帰を目指し、希望教室での中学生に対する学習支援を行います。また、児童少年相談センターでは、居場所の提供を行います。	水巻町立図書館・歴史資料館において、火曜から金曜の4日間、専任指導員と補助指導員を各1名配置し、学校復帰に向けた学習支援(希望教室)を行っています。また、平成28年9月からは、小学生も受け入れ可能としています。	不登校生徒が希望教室で学習し、在籍校への復帰を目指したり、希望の高校へ進学できるよう、今後も講師の確保や事業の継続を行っていきます。	配慮が必要な児童生徒への学習指導であるため、専任指導員の資質向上のための取り組みを行っていく必要があります。	→	学校教育課
		29	健康教育の推進(47)	中学校で各学年の発達段階に応じて性教育を実施します。また、薬物乱用防止講演会を実施します。	「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」がコロナのため実施できず、各学校は学級指導や保健の時間を使って指導するに留まりました。	今後の新型コロナウイルスの感染状況を考えながら、講演会等の実施を検討します。	感染症対策を徹底しながら、講演会等が実施できるように検討します。	→	学校教育課
② 子どもが健やかに成長するまち									
5 健全な青少年の育成									

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業名 (計画頁数)	事業の内容	令和3年度			評価 2	担当 課	
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など			
					※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。					
③ 地域で子育てを応援するまち		30	情報モラル教育の実施	児童・生徒に対して、インターネットやスマートフォン、SNSをめぐるトラブルや犯罪等を未然に防止するための情報モラル教育を実施します。	「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」がコロナのため実施できず、各学校は学級指導や保健の時間を使って指導するに留まりました。	新型コロナウイルス感染症対策で、親子で規範意識について学ぶ機会が減ったため、家庭での情報モラルについて考える機会が減っていると考えられます。	「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を必ず行い、児童生徒の情報モラルを高めていきます。	→	学校教育係	
			31	自殺対策の強化	児童・生徒への自殺対策の啓発やSOSの出し方教育と受け止め方教育の実施に向けて、学校と連携し取り組んでいきます。	相談先を入れたクリアファイルを町内小学6年生、中学3年生に配布(500部)しました。学校関係者向けの「児童・生徒のSOS受け止め方研修」を実施しました。	若年層の自殺者が継続して発生しているため、今後も若年層向けの対策が必要です。今後も啓発活動や研修を実施していきます。	令和4年度は、中学生を対象にした「児童生徒のSOSの出し方教育」を実施します。継続して小学6年生と中学3年生にクリアファイルを配布し、小学3～5年生へ啓発用の自由ノートを配布します。	→	健康推進係
						「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」がコロナのため実施できず、各学校は学級指導や保健の時間を使って指導するに留まりました。	今後の新型コロナウイルスの感染状況を考えながら、研修会等の実施を検討します。	コロナによる自殺が増加しているため、感染症対策を徹底しながら、研修会等が実施できるように検討します。	→	学校教育係
1 情報提供・相談体制の充実										

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業 名 (計画 頁数)	事業の内容	令和3年度			評価	担当 課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
					※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。				
		32	子育て情報の周知 (P48)	<p>子育て家庭が必要とする情報を提供するために、広報みずまきや町ホームページにおける掲載内容の充実を図ります。また、その他の手法による情報提供も検討します。</p> <p>保護者のニーズを把握し、知りたい情報に特化したリーフレットを作成する等、情報が得られやすい仕組みをつくります。</p>	<p>掲載依頼のあった現課のこだわりのある情報は全て掲載し、多くの紙面を割いています。継続して、掲載内容の更なる充実を図る検討を行っています。</p> <p>子ども子育ての関連ページの修正や新たに発信する情報への対応を適時行いました。</p> <p>次年度の保育所入所希望者に配布する保育所等利用案内に、町内各施設の紹介ページを追加し、施設の特徴等保護者の知りたい情報を掲載しました。また、町ホームページの子育て支援より町内の保育所・幼稚園・認定こども園のホームページにリンクしており、情報が得られやすいように努めています。</p>	<p>子育て情報に特化したリーフレットが作成されれば、重複する内容となる可能性が高いため、調整が必要です。</p> <p>子育て家庭が必要としている情報を迅速・的確に提供するため、今後も継続的に担当部署との連携強化が必要です。</p> <p>子育て家庭の求める情報を把握し、最適な提供方法を考えていくことが必要です。</p>	<p>継続し、掲載内容の更なる充実を図り、リーフレット作成後は重複を調整します。</p> <p>イラストや図案などを取り入れ、子育て世代が親しみやすいホームページづくりを目標とします。各種手続きの案内について、子育てワンストップサービスのお知らせ機能の利用方法を検討します。</p> <p>今年度、保育所等利用案内に町内各施設の紹介ページを追加しましたが、引き続き、保護者のニーズを把握し、子育て世帯の求める情報の周知に努めます。</p>	→	企画課 広報係
		33	子育て支援センター事業 (P48)	<p>子育て家庭を対象に、子育ての不安解消や情報交換の場としての機能の充実に努めるとともに、気軽に利用しやすいセンターを目指します。</p> <p>相談機能を充実させ、多様な育児相談に応じられるよう指導員のスキルアップに努めます。</p> <p>7ヶ月健診時に子どもとの関わり方や遊ばせ方について保育士による実践的なアドバイスをを行い、子育て支援センターの利用につなげていきます。</p>	<p>コロナ感染予防のため、人数を制限しての利用としたことで、改めての相談というよりも、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる雰囲気作りができました。</p> <p>支援センターにはベテランの保育士や指導員を配置しており、相談を受ける体制は整っているものの、会計年度職員であるため、研修を受ける機会が乏しい状況です。</p> <p>今年度は全て計画通り実施することができました。</p>	<p>感染対策を講じながらの支援は、難しい場面が多いですが、利用者の子育ての不安を少しでも解消できる場を作ることの大切さを感じました。</p> <p>研修を受ける体制を整える必要があります。</p> <p>感染対策の為、2部制になっていることで、1部の方が揃った頃に開始していますが、2部の方の入る時間によっては、参加できる方とできない方が出てしまうという状況がありました。公平性に欠けるのではないかと感じました。</p>	<p>職員研修を行い指導員のスキルアップを図り、相談しやすい体制づくりを行います。ホームページや広報を活用した情報提供を行っていきます。</p> <p>県保育協会等で行われる研修が、コロナ禍でオンライン主流になっている機会をとらえ、研修に参加できる機会を作ります。</p> <p>保護者の「子ども達との遊び方が分からない」という声に少しでも応えていくために、簡単にできる遊びを紹介する小冊子「遊びの本」を作成し、配布していきます。</p>	→	子育て支援センター センター 支援
③ 地域で子育てを応援するまち									
1 情報提供・相談体制の充実									

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業名 (計画 頁数)	事業の内容	令和3年度			評価	担当 課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
		34	児童少年相談センター(ほつとステーション)の機能の充実	<p>児童虐待、不登校、いじめなどについての相談をはじめ、ひきこもり・不登校の児童・生徒の登校に向けてのサポートや居場所づくりなどの事業を展開していきます。</p> <p>専任の相談員を置き、地区の民生委員・児童委員や教員などと連携しながら、子ども一人ひとりにじっくり向き合う丁寧な対応に努めます。</p> <p>相談業務の強化を図るため、研修会への参加等、相談員のスキルアップを図ります。</p> <p>巡回パトロールによる子どもたちの安全確認やひきこもり児童・生徒の居場所提供などを実施していきます。</p>	<p>令和3年度、新規・再受理の相談は30件ありました。うち16名は要保護児童対策地域協議会の対象とし、そのほかの児童生徒についても、家庭訪問や居場所利用の他、各機関と連携して支援、見守りをしました。</p> <p>社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を持つ相談員を配置しています。また、適切な支援につながるよう、主任児童委員と毎月子どもの状況について意見交換したり、学校等への訪問や電話で、子どもの状況について情報収集を行ったりしました。</p> <p>コロナ禍ではありますが、相談員等は県必須の研修にすべて参加でき、終了することができました。</p> <p>巡回パトロールは行っていません。また、居場所については、2名の児童生徒が利用しました。</p>	<p>児童相談所や学校などの関係機関とより密に連携して見守りのネットワークを強化することが重要です。</p> <p>専任の相談員は正規職員ではないため、毎年専門の資格を持つ職員を確保することが課題です。</p> <p>日々の相談業務の対応に追われ外部の研修会に参加しづらいこともあるが、係内で調整のうえ、気軽に参加できる体制づくりが必要です。</p> <p>居場所利用が効果的な利用につながるためのより良い方法を考える必要があります。</p>	<p>水巻中学校のいじめ、不登校会議に出席したり相談があった場合に、情報収集や支援方法の確認を行うなど学校や保護者と連携して対応します。</p> <p>早期から翌年度を見据えた人員配置に努めます。</p> <p>WEB研修等も含め積極的に研修会に参加したり係内研修を開催し相談技術の向上を目指します。</p> <p>少年補導員や教職員が町内を定期的に巡回をしているため、センターは問題が発生した時に、ピンポイントで巡回・訪問等を行い情報収集や安全確認をしていきたいと思えます。ひきこもりや不登校の子どもたちがゆつくりと過ごし、自分を見つめ直せるような居場所作りを目指します。</p>	→	児童少年相談
		35	スクールカウンセラーの配置	<p>各学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者や教職員に対する支援・相談・助言を行います。</p> <p>心の教室への相談員、スクールアドバイザー等を学校に配置し、関係部署と連携しながら、相談しやすい体制づくりに努めます。</p>	<p>県雇用と町雇用のスクールカウンセラーを各2名配置して、心に悩みのある児童生徒に対してきめ細やかなカウンセリングを行い、不登校兆候や不登校児童生徒の解消に繋がる事例が増えました。</p> <p>悩みを抱える児童生徒への対応の仕方について、心の教室の相談員やスクールアドバイザー等から担任等に助言していただくことで、教職員が安心して児童生徒に接することができるようになりました。</p>	<p>ICTのめまぐるしい発展等で児童生徒の環境も大きく変化し続けている。児童生徒の生活における情報や、学校として捉えておく対策等、スクールカウンセリング研修で共通理解を図ります。</p> <p>心の教室の相談員やスクールアドバイザー等と教職員が打ち合わせる時間の確保が難しかったです。</p>	<p>時間調整を円滑に行い、効果的なスクールカウンセリング研修が実施できるように工夫します。</p> <p>教職員が心の教室の相談員やスクールアドバイザー等と直接打ち合わせることができない場合は、ICTなどを活用して工夫します。</p>	→	学校教育係
③ 地域で子育てを応援するまち									
1 情報提供・相談体制の充実									

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業名 (計画頁数)	事業の内容	令和3年度			評価	担当課 計画
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
					※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。				
		36	指導主事の配置 (P49)	<p>指導主事が教育委員会に常駐し、教育相談(就学援助、不登校等)を行います。</p> <p>不登校やいじめ等について、児童少年相談センター、児童相談所、学校、その他関係機関と連携して対応していきます。</p>	<p>教育指導員からの情報や記録されたデータをもとに、指導主事がSSW(スクールソーシャルワーカー)と連携し、教育相談活動を行っています。</p> <p>特に中学校の会議で関係機関との連携を密にする工夫をし、児童生徒や保護者に対して指導助言を行うことにより、不登校生徒を減らすことができました。</p>	<p>相談案件の情報共有や引継ぎを十分に行う必要があります。</p> <p>虐待や育児放棄などの事案が増加しているが、児童少年相談センターや児童相談所及び学校等との連絡調整に追われ、迅速な対応ができない時があります。</p>	<p>SSWや関係機関と連携を密にして、教育相談活動を充実させていきます。</p> <p>SSWを関係機関の連携の中心に据え、虐待や不登校及びいじめ問題等に対応していきます。</p>	→	学校教育係 学校教育係
2 親子の居場所づくり									
		37	子育て支援センター事業 【再掲】 (P50)	<p>「親子で遊ぼう」等のイベントの充実や、公民館の巡回による子育てサポートについて周知の徹底を図ります。</p> <p>母親たちが気軽に集える場として子育て支援センター内の子育て広場を開放し、親子の交流を図ります。また、楽しい子育てが実感できるよう様々なイベントを開催し、育児ストレスの軽減を図っていきます。</p>	<p>「親子で遊ぼう」等のイベントは、感染流行期を除き、感染対策を講じながら行いました。公民館の巡回指導については、現在実施していません。</p> <p>コロナ禍において、実施できないイベントもありましたが、子育て広場は感染対策を講じ、人数制限をしながら実施しました。</p>	<p>公民館を利用した定期的な巡回指導の実施が困難な状況であるため、代わりになる支援への切り替えが必要です。</p> <p>子育て広場では、人数や時間等を制限し、マスク越しで距離をとっての会話かできない状況であるため、利用者同士子育てについて情報を交換しストレス解消につなげることが難しい状況です。</p>	<p>定期的ではないが、回数を減らし、内容を充実させながら、年間計画の中に入れていくようにします。</p> <p>コロナの状況が改善してきたら、母親同士の交流の場を設け、育児ストレスの軽減を図っていきます。</p>	→	子育て支援 センター
		38	子育てサロン (P50)	<p>地域において親子が気軽に集え、相談機能を備えた子育てサロンの活動を町内の子育てボランティアと協働して実施します。</p> <p>子育て支援センターと連携し、楽しい子育てが実感できるようサポートをしています。</p>	<p>毎月第1及び第3水曜日に実施していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、6回開催を見送りました。毎回5組程度の親子の参加があり、一緒に親子遊びや絵本の読み聞かせ、作品作りなどを行い、情報交換等の交流を行いました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染拡大により、子育て支援センターと行事を合同で行うなどの連携を見送りました。</p>	<p>現在、南部公民館の和室を利用して子育てサロンを実施していますが、天候や子どもの体調に応じて外遊び等も活動内容に取り入れるよう、更なる活動の充実を図っていく必要があります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら、具体的な連携体制や内容、それぞれのスタッフの役割等について検討する必要があります。</p>	<p>令和4年度は、7月に屋外での水遊びを計画するなど、積極的に新たな活動内容に取り組めます。</p> <p>子育て支援センターと連携し、子育てしやすいまちづくりを推進します。</p>	→	子育て支援係 子育て支援係

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業 名 (計画 頁数)	事業の内容	令和3年度			評価	担当 課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
③ 地域で子育てを応援するまち									
3 子育て家庭への支援									
39	地域での支援体制の充実 (P51)	公民館で行う通学合宿、「教育の日」「土曜日授業」の学校開放など、地域との連携を図りながら今後も充実していきます。	新型コロナウイルス感染症感染拡大のため通学合宿は中止しました。	ボランティアの育成と、中学生ボランティアの活用が課題となっています。	ボランティアの内容を明確にして、事前説明会等で広く周知します。 多くの中学生ボランティアが参加するので、やりがいを感じられる内容を加えていきます。	→	生涯学習課		
			新型コロナウイルス感染症のため、土曜日授業の学校開放は中止しました。	今後の新型コロナウイルスの感染状況と学校の感染対策を工夫して、土曜日授業や学校開放などを再開していきます。	今後の新型コロナウイルスの感染状況を考えながら感染対策を徹底し、地域との連携を図ります。	→	学校教育課		
		ふくおか子育てマスター認定者に町主催の事業開催時の託児ボランティアを依頼する等、社会資源の活用に努めます。	健康課で行うコスモス教室の開催時(年5回)に、子育てマスター認定者に託児ボランティアをお願いしました。 乳幼児の託児については、専門的知識をもった保育士を配置する必要があるため、保育士1人、子育てマスター1人で対応しています。	近年、町立保育所の保育士の人員配置が難しく、子育てマスター認定者の活用を行っていますが、体調が悪い等の理由により急にキャンセルされることもあり、代替えの人員確保など、人員不足は課題となっています。	子育てマスター認定者確保のため、福岡県が実施する研修受講に関する情報等の周知に努めます。 今後もイベント開催時の託児等、積極的に子育てマスター認定者の活用を行います。	→	子育て支援課		
40	ブックスタート (P51)	乳幼児健診の時に、親子のコミュニケーションづくりとして、絵本の贈呈と読んでもらいたい絵本のリストを配布します。	【配布冊数】 4か月健診:205冊 1歳6か月健診:195冊 3歳児健診:195冊	ブックスタートを図書館の利活用や読書習慣の定着へとつなげていくことが望まれます。	本やリストの配布時に図書館での催しの周知を図っています。	→	歴史資料館・図書館		
		本の贈呈に合わせて、「読み聞かせ」を「家読」につなぐ取り組みを推進します。	読み聞かせ講座を開催しました。	子どもの身近に本がある、読書に親しみやすい環境づくりが必要です。	読み聞かせ講座などを実施するほか、役場ロビーに絵本のリサイクルコーナーを設け、持ち帰ってもらうなど家庭でも本(絵本)に親しむことができる機会を増やしていきます。	→	歴史資料館・図書館		

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業 名 (計画 頁数)	事業の内容	令和3年度			評価	担当 課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。								2	
③ 地域で子育てを応援するまち									
3 子育て家庭への支援									
		41	セカンドブック (P51)	子どもたちの読書活動推進に向けた次のステップとなるよう、新1年生を対象に図書や絵本の配布を行います。	令和3年度は小学新1年生275名に配布しました。	実施率は、ほぼ100%であり、大きな課題はありません。	令和4年度の実施にあたっては、選択するための本の見直しを行っています。	→	歴史資料館 図書館
				学校と連携し、「子ども読書推進計画」に基づく取り組みを実施します。	学校図書室を補完するため、学期ごとに各学級への配本を行っているほか、図書室だよりなどを通じて、児童生徒の家庭に家読の周知を図っています。	学校における子どもの読書活動推進のため、図書館をより活用してもらう必要があります。	引き続き、家読に関する情報の提供や学校と協力した事業に取り組みます。	→	歴史資料館 図書館
4 安心して生活できる環境整備									
		42	交通安全施設設置事業 (P52)	歩道整備やガードパイプ・カーブミラー等の交通安全施設を計画的に整備します。	防災安全交付金を活用して、通学路を優先し杵小学校・伊左座小学校(2路線)の歩道整備を行っています。次年度で完了する予定です。 福岡県の街路事業に伴い、頃末小学校通学路であるJRガード下(いきいきほーる北側)を拡幅工事中ですが、次年度で完了する予定です。 また、交通安全特別交付金を利用し地元要望により町内各所にカーブミラー、ガードパイプの設置を実施しています。	交付金の確保及び学校やPTA、警察等との連携を強化する必要があります。	役場内での情報共有を推進し、更なる通行の安全確保に努めます。	→	土木係 建設課
				路面表示や横断歩道についても警察との協議の上対応し、通学路の安全確保を図っていきます。	PTA、町内会の要望により横断歩道設置等の協議を警察と進め次年度に施工できるように調整しています。 その他町内各所にカラー舗装やラバーポール設置、区画線の引き直しなどを実施しています。	横断歩道の新規設置要望が数件寄せられていますが、設置を実施する警察の許可条件が厳しい為、十分な内容協議が必要です。	PTA、警察との内容協議を十分に行うことにより、要望する対策以外の方法も含めたより良い安全対策を検討します。	→	土木係 建設課
				警察や県との連携・情報共有を強化し、さらなる通行の安全確保に努めます。	住民相談や事故等の案件が発生すれば必要に応じて警察や県と相互連絡し対応しています。	他の機関にも関わる案件になると対応期間が長くなることもあり結果、対策が遅れ相談者を待たせることとなります。	回答期限を設定し、対策までの期間が長くならないように調整します。	→	土木係 建設課

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業 名 (計画 頁数)	令和3年度			評価 2	担当 課	
				事業の内容	進捗状況	今後の課題			改善策・目標など
					※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。				
③ 地域で子育てを応援するまち									
4 安心して生活できる環境整備									
43	防犯 パト ロール (P52) の 推 進	朝の通勤、登下校時に地域安全パトロール隊が主要な交差点で交通指導を実施します。	地域安全パトロール隊への活動支援を継続して行います。	地域安全パトロール隊の隊員の確保。関係機関との情報共有、連絡体制の構築。	折尾警察署生活安全課、水巻交番、区長会、地域安全パトロール隊、学校、役場各部署との連携を強化し、引き続き、効果的な地域の防犯活動の推進に努めます。	→	総務課 庶務係		
		下校時、夜間に青少年非行防止パトロールや登録制のボランティアによる日常生活の中でのパトロールを実施します。	地域安全パトロール隊への活動支援を継続して行います。 また、青少年非行防止パトロールについては、青少年問題協議会(生涯学習課所管)で取り組んでいます。	登校時に対し下校時は見守りができる人数が少ないので、検討が必要です。	折尾警察署生活安全課、水巻交番、区長会、地域安全パトロール隊、学校、役場各部署との連携を強化し、引き続き、効果的な地域の防犯活動の推進に努めます。	→	総務課 庶務係		
		青色回転灯を装備した公用車でパトロールを行います。	総務課及び教育委員会職員による青色回転灯装着車でのパトロールを継続して行います。	パトロールを実施する部署、職員の増加など体制の強化。	折尾警察署生活安全課、水巻交番、区長会、地域安全パトロール隊、学校、役場各部署との連携を強化し、引き続き、効果的な地域の防犯活動の推進に努めます。	→	総務課 庶務係		
		地域自治会では独自に防犯に関する活動を行っており、学校との情報の共有や活動の連携を図り、継続的に活動していきます。	地域安全パトロール隊へは学校の登下校時間や行事等の連絡を行うとともに、不審者情報や犯罪情報の提供を受けた場合は、防災メールまもるくんへの配信、町ホームページへの掲載などの対応をしています。	地域安全パトロール隊への連絡手段の整備。 防災メールまもるくんの登録促進。	折尾警察署生活安全課、水巻交番、区長会、地域安全パトロール隊、学校、役場各部署との連携を強化し、引き続き、効果的な地域の防犯活動の推進に努めます。	→	総務課 庶務係		
	44	防犯 対策 の 充 実 (P52)	町内の防犯灯設置箇所については、要望もできるだけ取り入れる方向で今後とも増設に努め、通学路等の安全を確保します。	防犯灯を10箇所新設しました。また、吉田南地内道路改良部に道路照明灯を9箇所新設しました。	財源を確保しつつ道路整備を進めます。	今後とも国費を活用しつつ事業を推進します。	→	建設課 土木係	
				地域の要望がある場合は、建設課と協議して対応します。	予算との兼ね合いがあるため、急な地域の要望に対応できないことがあります。	通学路の危険性と防犯灯設置の優先順位を考えて、地域からの要望がある場合には、応えるように努めます。	→	学校教育課 学校教育係	

基本 目標	重点 施策	計画 No.	事業名 (計画 頁数)	事業の内容	令和3年度			評価 2	計画 担当課
					進捗状況	今後の課題	改善策・目標など		
					※評価については、「→継続」「▲見直し」「◎完了・廃止」の3段階で表記します。				
③ 地域で子育てを応援するまち									
4 安心して生活できる環境整備									
		45	子どもの遊び場の充実 (P53)	公園の遊具等について、安全面の点検を随時行いながら、維持管理を充実し、安心して利用できる環境づくりに努めていきます。	公園の遊具等の点検については、社会福祉協議会に委託をし、定期的に点検を行っています。 そのほか、年に1回専門業者による点検を実施しています。	引き続き、実施していきます。	引き続き、実施していきます。	→	都市計画係
		46	子どもの居場所づくり (P53)	夏休み・冬休み・春休みに小学1年生から6年生までを対象に子どもクラブを開設するなど、子どもの居場所づくりに努めます。	新型コロナウイルスの感染状況を考慮して、令和3年度は中止しました。	事業を高齢者施設に委託していたため、今後の再開の目途が立っていません。	代替案として、長期休暇中のみの放課後児童クラブの利用について検討していきます。	▲	学校教育係
				放課後児童クラブと一体型の放課後子ども教室を提供し、放課後の居場所づくりに努めます。	令和3年度は14名の申し込みがあり、農業体験や物づくりの体験活動、デーサービスを訪問し、高齢者とのふれあい活動を企画し、子どもたちに放課後の居場所、学びの場を提供しました。	大学生ボランティアの人材確保と育成。	令和4年度は2学期から大学生スタッフが企画運営を担う活動を増やします。	→	生涯学習係